

日本学術会議声明（令和3年（2021年）4月22日）を支持し、
6名の速やかな任命を求める会長声明

菅義偉内閣総理大臣は、令和2年（2020年）10月1日から任期が始まる日本学術会議（以下「会議」という。）の会員について、会議からの105名の推薦に対し、6名を任命しなかった。

会議は、これに抗議すべく、令和3年（2021年）4月22日、日本学術会議会員任命問題の解決を求める声明（以下「4月声明」という。）を発表し、いまだ任命されていない6名の候補者の即時任命を要求している。

会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第2条、以下「法」という。）であり、同法第3条には職務の独立性が明定されている。また、会員は会議の推薦に基づいて任命されることや（法7条2項、17条）、会員の辞職、退職に会議の同意若しくは申し出が必要とされていること（法25条、26条）から、法が会議の独立性を求めていることは明らかである。

会議が、一方では内閣総理大臣が所轄する政府の諮問機関とされながら、政府からの高度の独立性が認められていることは、学問の神髄である真理の探究には自律性と批判的精神が不可欠だからであり、学問の自由（憲法第23条）に密接に結び付くものである。

1983年法改正の際、当時の中曽根康弘内閣総理大臣自らが、政府の任命権は形式的なものにすぎないと説明しており、この説明を前提として法改正が行われた。

このような前記法の趣旨と法改正の経緯からすれば、内閣総理大臣は、少なくとも、特段の合理的理由がない限り、会議が推薦した候補者を会員として任命しなければならないと考えられる。

しかるに、今日に至るまで、合理的な理由の説明もないまま、会議が推薦した6名の会員が任命されていない。このような状態は、法7条2項、17条に反して違法であると言わざるを得ない。そしてひいては、憲法23条が保障する学問の自由を脅かすものである。

当会は、会議の4月声明を支持し、内閣総理大臣に対し、速やかに6名の会議会員候補者を任命することを求めるものである。

2021年（令和3年）6月25日

大分県弁護士会

会長 渡 辺 耕 太